

## 第43号議案

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

平成29年（2017年）12月15日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間等に係る事務の委任等について規則を定める必要がある。

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「週休日の振替」を「週休日の振替等」に改め、同条第4号の2中「第11条の2」を「第11条の2第1項」に、「第11条の3」を「第11条の3第1項」に改め、同条第6号中「第14条」を「第14条第1項」に改め、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (9)の2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定による区立幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関すること。

第2条第12号中「10年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改める。

第3条第1号中「週休日の変更」を「週休日の変更等」に改め、同条第25号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同条第28号中「10年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 教育委員会が任命する区立小中学校の教育職員（以下「区立小中学校教育職員」という。）の勤務時間等に係る事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。

- (1) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「小中学校教育職員勤務条例」という。）第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による区立小中学校教育職員の正規の勤務時間の割

- り振り、週休日の指定及び週休日の変更等に関すること。
- (2) 小中学校教育職員勤務条例第7条の規定による区立小中学校教育職員の休憩時間の付与に関すること。
  - (3) 小中学校教育職員勤務条例第8条の規定による区立小中学校教育職員の超過勤務の命令に関すること。
  - (4) 小中学校教育職員勤務条例第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う区立小中学校教育職員の深夜勤務の制限に関すること。
  - (5) 小中学校教育職員勤務条例第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立小中学校教育職員の超過勤務の制限に関すること。
  - (6) 小中学校教育職員勤務条例第13条の規定による区立小中学校教育職員の休日の振替に関すること。
  - (7) 小中学校教育職員勤務条例第14条第1項の規定による区立小中学校教育職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
  - (8) 小中学校教育職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による区立小中学校教育職員の年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
  - (9) 小中学校教育職員勤務条例第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項の規定による区立小中学校教育職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認に関すること。
  - (10) 育児休業法第2条第1項及び第19条第1項の規定による区立小中学校教育職員の育児休業及び部分休業の承認に関すること。
  - (11) 区立小中学校教育職員の給料、旅費その他の給与の支給事務に関すること。

(12) 区立小中学校教育職員の出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。

(13) 教育公務員特例法第17条の規定による区立小中学校教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

野区教育委員会規則第21号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条（略） （事務の委任）</p> <p>第2条 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。</p> <p>(1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。）第4条第1項ただし書及び第2項、第5条第1項ただし書及び第2項並びに第6条の規定による区立幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割り振り、週休日の指定及び週休日の振替等に関すること。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(4)の2 <u>幼稚園教育職員勤務条例第11条の2第1項</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条の3 <u>第1項</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関すること。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>幼稚園教育職員勤務条例第14条第1項</u>の規定による区立幼稚園教育職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>(9)の2 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項の規定による区立幼稚園教育職員の配偶者同行休業の承認に関すること。</u></p> <p>(10)・(11)（略）</p> <p>(12) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条及び第24条の規定による区立幼稚園教育職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施に関すること。</u></p> <p>(13)～(16)（略）</p> <p>第3条 東京都教育委員会が任命する職員の勤務</p>	<p>第1条（略） （事務の委任）</p> <p>第2条 区立幼稚園教育職員の勤務時間等に係る事務及び区立幼稚園に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。</p> <p>(1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年中野区条例第13号。以下「幼稚園教育職員勤務条例」という。）第4条第1項ただし書及び第2項、第5条第1項ただし書及び第2項並びに第6条の規定による区立幼稚園教育職員の正規の勤務時間の割り振り、週休日の指定及び週休日の振替に関すること。</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(4)の2 <u>幼稚園教育職員勤務条例第11条の2</u>（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条の3（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立幼稚園教育職員の超過勤務の制限に関すること。</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) <u>幼稚園教育職員勤務条例第14条</u>の規定による区立幼稚園教育職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>(10)・(11)（略）</p> <p>(12) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条及び第24条の規定による区立幼稚園教育職員の初任者研修及び10年経験者研修の実施に関すること。</u></p> <p>(13)～(16)（略）</p> <p>第3条 東京都教育委員会が任命する職員の勤務</p>

時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。

- (1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第4条第1項ただし書及び第2項、第5条第1項ただし書及び第2項並びに第6条の規定による県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）第1条に規定する教職員をいう。以下同じ。）の正規の勤務時間の割り振り、週休日の指定及び週休日の変更等に関すること。

(2)～(14) (略)

- (15) 地方公務員法第22条第2項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）に基づく区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関すること。

(16)・(17) (略)

- (18) 給与負担法第1条及び教育公務員特例法第24条の規定による中堅教諭等資質向上研修の実施に関すること。

(19)～(31) (略)

第4条 教育委員会が任命する区立小中学校の教育職員（以下「区立小中学校教育職員」という。）の勤務時間等に係る事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。

- (1) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「小中学校教育職員勤務条例」という。）第4条第2項、第5条第2項及び第6条の規定による区立小中学校教育職員の正規の勤務時間の割り振り、週休日の指定及び週休日の変更等に関すること。

- (2) 小中学校教育職員勤務条例第7条の規定による区立小中学校教育職員の休憩時間の付与に関すること。

- (3) 小中学校教育職員勤務条例第8条の規定による区立小中学校教育職員の超過勤務の命令に関

時間等に係る事務及び区立小中学校に関する事務のうち次に掲げるものは、教育長に委任する。

- (1) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務条例」という。）第4条第1項ただし書及び第2項、第5条第1項ただし書及び第2項並びに第6条の規定による県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）第1条に規定する教職員をいう。以下同じ。）の正規の勤務時間の割り振り、週休日の指定及び週休日の変更に関すること。

(2)～(14) (略)

- (15) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項及び職員の臨時的任用に関する規則（昭和28年東京都人事委員会規則第5号）に基づく区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関すること。

(16)・(17) (略)

- (18) 給与負担法第1条及び教育公務員特例法第24条の規定による10年経験者研修の実施に関すること。

(19)～(31) (略)

すること。

- (4) 小中学校教育職員勤務条例第9条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による育児又は介護を行う区立小中学校教育職員の深夜勤務の制限に関すること。
- (5) 小中学校教育職員勤務条例第10条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による区立小中学校教育職員の超過勤務の制限に関すること。
- (6) 小中学校教育職員勤務条例第13条の規定による区立小中学校教育職員の休日の振替に関すること。
- (7) 小中学校教育職員勤務条例第14条第1項の規定による区立小中学校教育職員の休日勤務の命令及び代休日の指定に関すること。
- (8) 小中学校教育職員勤務条例第15条第3項及び第16条第1項の規定による区立小中学校教育職員の年次有給休暇及び病気休暇の承認に関すること。
- (9) 小中学校教育職員勤務条例第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項の規定による区立小中学校教育職員の特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認に関すること。
- (10) 育児休業法第2条第1項及び第19条第1項の規定による区立小中学校教育職員の育児休業及び部分休業の承認に関すること。
- (11) 区立小中学校教育職員の給料、旅費その他の給与の支給事務に関すること。
- (12) 区立小中学校教育職員の出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届その他の届の処理に関すること。
- (13) 教育公務員特例法第17条の規定による区立小中学校教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。

（管理及び執行状況の報告）

第5条 教育長は、この規則により委任された事務のうち、第2条第12号及び第15号並びに第3

（管理及び執行状況の報告）

第4条 教育長は、この規則により委任された事務のうち、第2条第12号及び第15号並びに第3

条第19号、第25号、第27号から第30号まで、第34号及び第51号に掲げる事項について、地教行法第25条第3項の規定により、毎年度、その前年度における管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則 (略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

条第19号、第25号、第27号から第30号まで、第34号及び第51号に掲げる事項について、地教行法第25条第3項の規定により、毎年度、その前年度における管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則 (略)